

都市の低炭素化の促進に関する認定建築物等事務手数料

令和5年4月1日

◆法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の手数料

用途区分		評価方法	床面積 (㎡)	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
認定を受けようとする建築物の全部が非住宅		モデル建物法 以外	A < 300	231,000	14,000
			300 ≤ A < 1,000	292,000	20,000
			1,000 ≤ A < 2,000	375,000	31,000
			2,000 ≤ A < 5,000	512,000	81,000
			5,000 ≤ A < 10,000	627,000	125,000
			10,000 ≤ A < 25,000	738,000	156,000
			25,000 ≤ A < 50,000	840,000	194,000
			50,000 ≤ A	1,043,000	270,000
		モデル建物法	A < 300	91,000	14,000
			300 ≤ A < 1,000	116,000	20,000
			1,000 ≤ A < 2,000	151,000	31,000
			2,000 ≤ A < 5,000	232,000	81,000
			5,000 ≤ A < 10,000	300,000	125,000
			10,000 ≤ A < 25,000	359,000	156,000
25,000 ≤ A < 50,000	419,000		194,000		
50,000 ≤ A	540,000		270,000		
認定を受けようとする建築物の全部が住宅	戸建住宅	性能基準	A < 200	45,000	8,000
			200 ≤ A	48,000	8,000
	共同住宅 長屋住宅		A < 300	77,000	13,000
			300 ≤ A < 2,000	121,000	23,000
			2,000 ≤ A < 5,000	197,000	46,000
			5,000 ≤ A < 10,000	278,000	80,000
			10,000 ≤ A < 25,000	534,000	126,000
			25,000 ≤ A < 50,000	936,000	188,000
			50,000 ≤ A	1,709,000	283,000

◆認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供する場合

- 住宅の用途以外の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に応じて定める金額を加算した金額となります。

◆法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合

- 建築確認申請審査に対応する手数料として、手数料条例別表第5に定める手数料の額を加算した金額となります。

◆法第55条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料

- 変更に係る部分の戸数の2分の1（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）とした、上記の表による戸数区分および面積区分による手数料となります。
- 法第53条第2項第3号に掲げる事項（資金計画）のみを変更する場合にあっては、4,800円となります。
- 軽微な変更に関する証明書を発行する場合は、その部分にかかる床面積の合計の1/2に該当する区分の手数料とする。（床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積とする。）

◆評価方法について

- モデル建物法以外は、標準入力法・主要室入力法・BEST等が対象となります。